

四日市市告示第530号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年9月26日

四日市市長 森 智 広

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和3年四日市市告示第059号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

変更後	変更前
第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の <u>住宅の用途に供する部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1) ～ (3) (略) 2 (略)	第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の <u>住戸の部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1) ～ (3) (略) 2 (略)
第3 簡易な評価方法は、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平</u>	第3 簡易な評価方法は、 <u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の</u>

成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第1の1の1-2及び2の2-1ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 施行の日前に法第53条第1項の規定により申請した低炭素建築物新築等計画の認定については、なお従前の例による。